

# 令和3年加茂市議会9月定例会会議録（第3号）

9月21日

## 議事日程第3号

令和3年9月21日（火曜日）午前9時30分開議

### 第1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

白川 克広君

1. 堰ノ川改修工事の継続について
2. 加茂市における災害対策について
3. 海拔表示板等の設置について

中沢真佐子君

1. 県央基幹病院と加茂病院のこれからについて
2. 小中学校のトイレに生理用品を配置してはどうか

#### ○出席議員（18名）

1 番	森 友和君	2 番	大橋 一久君
3 番	橋本 昌美君	4 番	中沢 真佐子君
5 番	三沢 嘉男君	6 番	白川 克広君
7 番	佐藤 俊夫君	8 番	大平 一貴君
9 番	浅野 一明君	10 番	滝沢 茂秋君
11 番	森山 一理君	12 番	山田 義栄君
13 番	中野 元栄君	14 番	安田 憲喜君
15 番	樋口 博務君	16 番	安武 秀敏君
17 番	樋口 浩二君	18 番	関 龍雄君

#### ○欠席議員（0名）

#### ○説明のため出席した者

市 長	藤田 明美君	副 市 長	五十嵐 裕幸君
総 務 課 長	明田川 太門君	企画財政課長	車谷 憲繁君
税 務 課 長 会 計 課 長	目黒 博之君	農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	大竹 久範君

商工観光課長	吉田裕之君	市民課長	智野賢一君
環境課長	石附敏春君	こども未来課長補佐	金谷忠邦君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長	土田修也君	加茂市介護・福祉支援センター所長	佐藤正直君
教育長	山川雅己君	教育委員会 庶務課長 文化会館長	草野智文君
教育委員会 学校教育課長	北原利章君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君	監査委員 事務局長	齋藤美佐子君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	大野博司君	次長	坂井恵里君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	丸山夏歩君		

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

[事務局長 質問要旨 朗読]

○議長（滝沢茂秋君） 6番、白川克広君。

[6番 白川克広君 登壇]

○6番（白川克広君） おはようございます。6番、政友クラブ所属、白川克広でございます。一般質問を行います。今回は大きく、災害対応という観点から、3点を質問いたします。よろしく願いいたします。

まず、1点目が堰ノ川改修工事の継続についてでございます。約半世紀ぶりの工事により、分水路が排水ポンプつきで完成し、その後、第1工事から第4工事まで継続をしていただきました。流域での浸水被害もなく、地域住民の皆さんは安心した生活を送っております。加茂市の単独事業として継続されているわけですが、今後は農協裏手の水路改修とのり面の崩落防止工事、黒水中区から西区にかけての水路改修工事が未施工の状態であり、今後の対応が必要不可欠であります。この地点は、住宅への影響、田畑への用水確保といった生活密着区域であり、工事の継続が必至の状況であります。市民の安全、安心確

保のため、工事継続を明確に宣言していただきたいのでありますが、当局による具体的な整備方針と整備計画について答弁を求めます。

2点目、加茂市における災害対策についてでございます。加茂地域防災計画が四半世紀ぶりに改定されましたが、8月23日未明の大雨洪水警報、土砂災害警戒情報発出に伴う加茂市の対応等、周知徹底にはまだまだ程遠いという印象が拭えませんでした。そこで、災害対策基本法、加茂市防災会議条例、加茂市防災会議運営規則等を基に何点かお聞かせ願います。

まず1つが、この防災計画の、ここには施行日と表示しましたが、法律ではないために不的確でございました。運用あるいは実施と訂正をお願いいたします。実施日はいつでしたでしょうか。

2点目、防災会議の開催状況とその概要を教えてください。

3点目、防災関係団体との協議実施状況について教えてください。

4点目、防災計画に基づく各種訓練の実施状況あるいは実施計画。

5点目、自主防災会の設立状況と、自主防災会への指導状況。

6点目、狭口地内、善作茶屋の下手になりますが、土砂崩れについて、県の担当とは思いますが、発生状況と改修工事の概要について、加茂市の把握状況について教えてくださいと思います。

以上についての答弁を求めます。

3点目、海拔表示板等の設置についてでございます。本件につきましては、過去何度もハザードマップとの関連等々についてお伺いしておりますが、たまたまある知人からそういった話を伺いまして、私もいろいろ調べておりましたら、こういったことが分かったということで、もう一度質問させていただきません。

平成24年5月27日付、国道企第27号「海拔情報の提供について」が通達されており、津波対策の1つとして海拔シールの設置推進が指示されていることを確認しました。さらに、柏崎市では、「平常時も津波からの避難意識を向上させるために、津波の警戒が必要な区域内の公共施設などに「海拔シート」を設置しています。自主防災会など地域の皆さん方から、ご自分で海拔シートを作成したいとの要望が多く寄せられていることから、海拔シートのひな形を公開しています。ぜひご活用ください」とホームページで呼びかけ、A3とA4判のひな形を添付しております。

また、本年3月、国土交通省水管理・国土保全局が取りまとめた「まるごとまちごとハザードマップ～取組事例集～」、ここには三条市、弥彦村、村上市の取組状況が紹介されております。

そこで質問です。1つ、海拔シールに対する加茂市の認識と、これまで検討の有無。

2つ目、市民課主導の住居表示板との並列表示の是非。

3つ目、まるごとまちごとハザードマップ取組の是非。

以上についての答弁をいただきたいと思います。

壇上での質問は以上で、再質問は発言席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔6番 白川克広君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 白川議員の御質問にお答えします。

初めに、堰ノ川改修工事の継続について、具体的な整備方針と整備計画についてです。まず、農協裏手の水路改修とのり面の崩壊防止工事についてです。この区間は山地排水の流入が下流部ほど多くないた

め、豪雨時に加茂川の取水を止めれば雨水排水を流す能力は比較的あると考えています。今年度実施している水路改修工事により、山地排水が多く流入する市道丸山線3号から分水路までの間の改修工事が完了し、以前より多く排水できるようになります。よって、この区間の整備はその効果をよく検証し、改修の必要性を慎重に判断したいと考えています。また、のり面護岸が若干崩れているところもありますので、現場をよく調査して修繕したいと考えています。

次に、黒水中区から西区にかけての水路改修工事についてです。この区間は、昭和57年度から事業に着手し、昭和60年度より最下流の加茂川から工事を進めてきましたが、市道黒水西山線を横断したところで一部地権者の同意が得られなくなり、用地確保が整わないことから事業を休止していました。その後、近年の集中豪雨により浸水被害も度々発生し、地元要望も高まったことから、市では改修計画を見直し、平成26年度より用地確保を必要としない公道下で施工が可能な分水路の整備を開始し、令和元年度に完成しました。これにより、豪雨時に分水路へ流すことで、そこから下流については当初計画していたような大きな断面（幅1.6メートル、深さ1.8メートル）の水路は必要とせず、現在の断面程度で流すことが可能となりました。しかし、この区間は昔ながらの土手による水路で、住宅地を蛇行しており、小断面であっても決壊することが想定されることから、整備していかなければならないと考えています。具体的に、来年度まず緊急自然災害防止対策事業債を活用し現況測量と詳細設計を行い、どれくらいの水路断面が必要か、用地確保しないで現状の水路敷での施工が可能かを検討し、地元の皆様の理解が得られれば、令和5年度以降、引き続き工事を実施していきたいと考えております。

次に、加茂市における災害対策についてです。初めに、加茂市地域防災計画は、昭和38年6月27日に加茂市防災会議において作成され、修正する際は、その都度防災会議を開催し、防災会議において修正が行われてきたところです。平成7年11月21日に修正を行った以降、大きな見直しが行われてきませんでした。国の中央防災会議が作成する防災基本計画や、指定行政機関の長または指定公共機関が作成する防災業務計画、新潟県地域防災計画等の他の防災に関する計画との整合性を図るため、令和3年3月25日に防災会議を開催し、全面改定案について了承され、全面改定を行いました。

次に、防災会議の開催状況とその概要についてです。先ほども申し上げたとおり、平成7年11月21日に防災会議を開催し、地域防災計画の修正を行った以降、大きな見直しが行われてきませんでした。平成28年12月8日に書面開催で地域防災計画の一部文言の修正を行い、令和3年3月25日に防災会議を開催し、地域防災計画の全面改定を行いました。

次に、防災関係団体との協議実施状況についてです。令和3年3月に地域防災計画を全面改定するに当たり、防災会議に改定案を示す前に、国、県、新潟地方気象台、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の公共的団体などの防災関係団体に地域防災計画の改定案について意見照会を行い、いただいた意見に沿って修正を行うなどの協議を行いましたが、全面改定した後は行っていません。今年度も災害対策基本法の改正、新潟県地域防災計画の修正に合わせて加茂市地域防災計画の修正を行う必要がありますので、その際に防災関係団体と協議する予定です。

次に、防災計画に基づく各種訓練の実施状況です。今年度実施した訓練は、洪水・土砂災害を想定した、国、県と共同で実施した情報伝達訓練となっており、来年度以降は災害対策本部設置訓練、避難所開設訓練などを実施したいと考えています。

次に、自主防災会の設立状況と、自主防災会への指導状況についてです。自主防災組織については、こ

れまで市として結成の取組を行ってきていませんでしたが、令和2年12月1日に加茂市自主防災組織認定要綱を制定し、令和3年1月27日に自主防災組織の結成に向けた説明会を開催するなど、組織結成の取組を始めたところです。9月15日現在、3団体が結成、組織率は1.1%となっています。また、これまで各地区の区長会の総会などで総務課の防災担当職員が自主防災組織の必要性についてお話しさせていただいたり、6月27日には新潟県と共催で自主防災シンポジウムを開催したりしてきたところです。区長さんからは、コロナウイルス感染防止の観点から、区の役員会、総会などが開催できなくて、話し合いの場がなかなか持てずに苦慮されているというお話を伺っておりますが、市としても必要に応じ、自主防災組織の必要性の周知、結成に向けた支援を今後も行っていきたいと考えています。

次に、狭口地内（善作茶屋の下手）の土砂崩れについてです。発生状況ですが、8月24日の昼過ぎに通行者から県道長岡栃尾巻線の善作茶屋下手で土砂崩れが発生していると加茂市へ通報があり、直ちに道路管理者である三条地域振興局地域整備部維持管理課に連絡し、あわせて建設課職員2名が現地で状況確認を行いました。被災状況ですが、場所は善作茶屋下手100メートル付近で、山側の斜面が幅約8メートル、高さ約10メートルにわたり崩れました。幸いなことに、現地には歩行者用の転落防止柵、高さ1.1メートルが路肩に設置してあり、崩れ落ちた土砂と倒木はそれにより食い止められたため、道路への影響はありませんでした。その後の対応ですが、同日中に道路管理者のほうで応急復旧対策として大型土のうを2段設置し、現在の斜面は安定している状況です。今後は、発生から2か月以内を目標に、災害復旧工事として、崩れた土砂の撤去と斜面に植生を実施することです。

今回は、路肩に設置してあった転落防止柵のおかげで大事には至りませんでした。これからもその区間を安心して通行できるよう、加茂市として、今回被災した箇所の手前で終わっている待ち受け擁壁、高さ4.0メートルの設置を県に要望していきたいと考えています。

次に、海拔表示板等の設置についてです。初めに、海拔シートについては、津波の浸水被害に対して日頃から避難意識を向上させるためには有効と考えますが、加茂市においては津波浸水想定区域がありませんので、必要はないと考えております。したがって、海拔表示を市民課主導の住居表示板と並列表示することについても考えておりません。

次に、まるごとまちごとハザードマップ取組の是非についてです。まるごとまちごとハザードマップは、大雨や台風による水害リスクを認識し、いざというときの避難行動に役立てていただくため、生活空間である町なかにハザードマップに掲載されている想定浸水深や避難所情報の表示板を電柱等に取り付け、町なかをハザードマップと見立てる取組です。また、まるごとまちごとハザードマップの取組による浸水深表示板の設置は防災・安全交付金（効果促進事業）の対象となっています。

まるごとまちごとハザードマップの取組により町なかに想定浸水深や過去の水害時の浸水深、避難所情報を表示することは、日頃から御自分の住んでいる地域の水害リスクを視覚的にイメージでき、防災意識の向上につながると考えられますので、今後検討していきたいと思っております。また、浸水深の表示を住居表示板と並列表示することについても、設置費用と維持管理費用を試算した上で、交付金の対象になるのかも含めて検討してみたいと思っております。

なお、まるごとまちごとハザードマップの作成に取り組む前に、令和元年度に作成した洪水ハザードマップの情報が古くなってきていますので、気象情報や避難情報の分かりやすい解説を掲載したり、避難の仕方などを掲載したりするなど、より見やすく、より分かりやすいハザードマップに更新する必要がある

ると考えております。

答弁は以上です。

○6番（白川克広君） ありがとうございます。

まず、堰ノ川の関係でございますが、冒頭、農協裏手の関係について、下流部ほど多くない、豪雨時に加茂川からの取水を止めれば雨水排水を流す能力は比較的あるというくだりでございますが、ちょっと認識が甘い。あそこは、黒水丸山線が丸山沢からずっと通って、農協の上手で290と合流しています。あそこの50メートルほどが斜面になっておって、除雪の際に雪が全部下に落ちるのです。そうすることによって、農協の裏手に今木造の電柱の廃材がそれよけに敷いてありますけども、それももう朽ちておって、その雪の重みでどンドン、どンドン下に落ちちゃって堰ノ川が止まることもあるのです。非常に危ないのです。それが1つ。それから、水の量は確かに向こうへ流れることはありません。今工事をしている全く細い市道から滝のように流れ出て堰ノ川に入るのがほとんどなので、それはありませんが、雪の被害、それともう一つが、ここにもあるように、あそこには1軒、斜面の上に住宅がございます。その裏面が次から次と崩れているのです。もともとは岩盤ですので、大丈夫なのですが、未来永劫に大丈夫という保証はありません。ということで、しっかりと護岸を詰めた工事をお願いしたいというのが趣旨でございます。ちょっとこれは認識が甘いと言わざるを得ません。もう一度現場の状況をしっかりと把握するようにお願いをいたします。どうでしょうか、この点について。担当の建設関係は。

○建設課長（宮澤康夫君） 申し訳ありません。現地見させてもらいまして、山側の状況は把握はしていたのですが、河川改修の部分で護岸というふうに私考えていたものですから、こういう答弁になってしまいました。現地よく調査して、現地の電柱を並べているところも確認しておりますので、その意味合いも含めて今後ちょっと調査させてもらいたいと思っています。

○6番（白川克広君） よろしくお願ひいたします。

それから、下のほうでございますが、中区の後半から旧山崎邸に向かう水路、未施工の場所でございますが、あそこについて、今分水路ができた関係でオーバーフローすることはほぼなくなったのですが、それにしてもまだU字溝等々が敷設されておきませんので、崩れている状況があります。それに耐えかねた、あそこに1軒ございますけども、あそこのお宅が自費で、自分ちに入るのにどうしても車の幅の橋が必要になるのです。したがって、橋だけ架け替えしても何にもならないということで、その分のU字溝を敷設して、その上にコンクリート製の橋を当時施工していた玉木土木の協力を得て自費で工事をしちゃったのです。加茂市に掛け合っても何にもしてくれないということで、やむなく自費でやってしまった。そういう事実があるので、あそこも早急に、少なくとも山崎邸にぶつかるまでの丁字路になるまで、あそこの工事が終わったところから分かれて、一方は、右に行けばそこのお宅の前を通過して山崎邸にぶつかる場所、それから片一方は水田、田んぼに引くための用水なので、そこは置いておいてもしょうがないということなのですが、その区間だけでも、ほんの15メートルぐらいです。これも今度早急に手を付けていただかなければ、個人がやっちゃって、これはちょっと申し訳が立ちません。その点、当局の認識はいかがでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 今の区間、水路も土手になっていまして、その部分歩いてみると、土手を歩いてもぬかるような状態を現在確認しております。水の量は計画どおり流れていると思っはいるのですが、そこが一応、被害は少ないかとは思いますが、決壊するやっぱりおそれがあるということで、

今後、三面水路、U字溝を伏せていく計画ではあります。ただ、旧来の大きい断面入れる必要はありませんので、昭和の終わり頃に用地買収した敷幅と現在の赤道の敷幅で施工になるかどうかをちょっと検討させてもらって、三面水路を伏せたいと思っております。個人で入れられたところも私ちょっと確認はしてあるのですが、当時どういう話になっていたかちょっと分からないのですが、基本的には川、小川とか、河川とか、基本的に個人の乗り入れという部分については、当時ちょっとどういうふうにしたか分からないですけど、個人の乗り入れについては個人の負担ということでやってもらっているところは市全体的にありますので、多分そういう考え方でやってもらったというふうに思います。

○6番（白川克広君） 個人で一部やってもらったというのを、さも当然のごとくの答弁なのですが、ちょっとおかしいのじゃないかと思えます。それは確かに乗り入れするための仮設とか、ちょっとしたものを敷くとか、鉄板を敷くとかであればいいのですが、河道そのものにU字溝を敷設して、その上にコンクリートの半永久的な橋を造っているのです。本当に現地見ているのですか。

○建設課長（宮澤康夫君） はい、現地は確認しております。

○6番（白川克広君） いろいろありますので、それを含めて、あともう少しでございますので、継続をお願いしたいと思います。

それから、一番最後に緊急自然災害防止対策事業債を活用し云々というふうにあります、そのほかに効果的な補助事業、交付金事業等はないのでしょうか。

○市長（藤田明美君） すみません、この堰ノ川の改修工事の質問が終わる前に発言させてもらいたかったのですが、まずちょっと前に戻るのですが、農協裏手の質問に関しては、のり面崩落工事のことしか質問されていないので、今回このような答弁させていただきました。先ほどの雪が落ちてというような状況を白川議員が分かっているのであれば、それも一般質問にその状況を伝えていただいて、市の対応を聞いていただきたいというふうに思います。あまりにもやっぱり情報がなくて、こちらとしては答えることがやはり限度があるというふうに思っておりますので、今後質問される際に留意していただきたいというのは私からのお願いです。

あと、今の自費で設置したというところに関してなのですが、今回、来年度設計をお願いして、令和5年に工事をしたいというふうな答弁はしておりますけれども、それでは遅いという考えなのか、もっと早くしろということなのか、そこが全く分かりません。要は白川議員はこちらの落ち度を指摘したいというだけのために質問されているようで、何が課題なのか全く分からないので、そこをちゃんとはっきりしていただきたいというふうに思います。

○6番（白川克広君） そこまで言いますかね。そんな意地悪な質問は過去やったことはないと思っております。

それで、お言葉ですから、あえて反論しますが、のり面の崩落書いてあるでしょう。あの一带なのです。悪いけども。あの斜面。とんでもないところじゃないのですよ。冗談じゃないですよ。1つ言ったら、もう再質問ぐらい検討しているでしょう。何のための課長会議開くのですか。通告しているのに。当然1つが出れば、2点、3点それに付随する再質問があるのは当たり前でしょう。県議会なんてみんなそうやっているのですよ。そのくらい準備しなさいよ。

それから、質問に対して回答がありません。そのほかの補助事業はないのですか。

○建設課長（宮澤康夫君） 今考えているのは、緊急自然災害防止対策事業債ということで、今一番考えら

れるのはこの事業ということで、これで考えております。

○6番（白川克広君） 今年の8月5日に最終改定を見ております社会資本整備総合交付金交付要綱というものがございますよね。ここには、以前からもこういったあれは説明はあったのですが、交付対象事業、1つが基幹事業で、社会資本整備総合交付金事業ということで道路事業。まず第1に。いろいろ後で見てください。その中で16点ほどあるのですが、その中の第1点が道路事業、それから第3点に河川事業、この中には1級河川、2級河川または準用河川の改良に関する事業というふうに銘打ってあります。それから、次が防災・安全交付金事業、ここについても第3点で、河川事業で同じように説明してあります。これらを申請する検討はないのでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 今のところ、それは考えておりません。

○6番（白川克広君） 理由は。

○建設課長（宮澤康夫君） 社会資本整備総合交付金事業のほうがちよっと私のほうでよく分からなかったと言うと申し訳ないのですが、緊急自然災害防止対策事業債で対応できるというふうに思っていたのですから。すみません。ちよっと勉強不足でした。

○6番（白川克広君） そう言われてしまえば、もう追及のしようがなくなっちゃうので、困っちゃいましたけども、いずれにしてももう少しでございますので、市単独ということは今ずっとやっておられるようなのですが、こういった交付金事業等々がございますので、いろんな制度を活用して住民の安全確保に努めていただきたいと思います。

次に、災害対策の関係についてでございます。まず、実施日は、3月25日に防災会議を開催して承認されたということでございますので、この日をもって実施日というふうに理解いたします。

その後の防災会議については、今のところまだ開催がないということでございますが、全面改定をする際に、前の規定に基づく防災会議を開いて、いろんな意見を聞いて成立した。それに基づいて、本来であればいち早くこういった防災会議や関係団体との協議を開催して、この辺の周知徹底、意思統一を図るべきではないかと思いますが、その点、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） 白川議員の御質問の意味がよく分からなかったもので、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○6番（白川克広君） 3月25日に防災会議を開催し、全面改定案について了承され、行いました。それから、その次に、防災会議の開催状況という項目に「3月25日に防災会議を開催し」とあります。その次に、改定するに当たり云々ということで、防災計画の修正を行う必要がありますので、その際に防災関係団体と協議する予定ですということで、改定後そういった防災会議とか関係団体との協議がないと、やっていないというふうに受け取っているのですが、間違いでしょうか。それで、もしないのであれば片手落ちではないかと。この防災計画には、あるいは防災会議条例とか運営規則等に反してはいませんかということなのです。

○市長（藤田明美君） 全面改定されてから約半年ぐらいです。白川議員は、その半年の間にもう開催すべきだったのではないかというお考えということでしょうか。まず、ここにも書かせていただきましたけれども、災害対策基本法や県のほうの計画が改定されますので、県のほうが7月ですか、それから会議の資料も作ってとなると、私はこれ、今年度はやれることになるとは思いますが、この間に、この半年の間に、要は災害対策基本法も改定される前に開くことではなく、それが改定された後に準備して開くことの

ほうが適当であるというふうに思っています。

○6番（白川克広君） それは極めて大事なことでありますが、その前に、3月に発行しているのです。四半世紀ぶりの全く今までと違う地域防災計画なのです。それを新しい防災会議のメンバーさん、あるいは新しい組織としての関係団体の皆さんにやはり意思統一する上で、内容はともかくです。第1回のそういった開催をすべきではないかということなのです。県が新しくまた改定するから、それに合わせて云々なんていうのは、それは別の問題です。いかがでしょう。

○副市長（五十嵐裕幸君） 新しい地域防災計画につきましては、先ほども市長答弁の中で申し上げましたとおり、3月の25日に防災会議を開催しまして、それ以前に素案を委員の皆様方にお配りしまして、いろいろ中身を精査していただいています。それで、3月25日を迎えて、皆様からこの防災計画を承認いただいたというものですので、改めまして今年度に入りましてから防災会議を開催して、再度また同じ手続を踏むという必要はないかと思えます。そこで、ここに市長申し上げますように、災害対策基本法の改正ですとか県の地域防災計画の修正がございますので、これらに合わせて今後持つ予定であるということでした。

○6番（白川克広君） そうしますと、3月25日の防災会議のメンバーさんは、今実行されている新しい防災計画に基づくメンバーさんなのでしょうか。

○総務課長（明田川太門君） おっしゃるとおり、今の現在のメンバーでございます。

○6番（白川克広君） 分かりました。いずれにしても、その辺のもちろん庁内全体に対する周知徹底、外部に対する周知徹底、これがいまいちだったがための8月23日の対応ではなかったかと思うのです。いろいろ私もその後関係者からお話を聞いて、自分で調べていったところによりますと、警報の関係、それから土砂災害警戒情報云々取扱いについて、全て職員向けマニュアルで決められているのです。したがって、それが周知徹底されていなかったということは極めて遺憾ではないかというふうに思えます。その辺を含めて、次の防災計画に基づく各種訓練の実施状況なのですが、具体的な訓練は本年度はどうもないようで、来年度以降という話になっておりますが、今年度のそういった図上訓練を含めたいろんなそういった訓練というのは全く考えていないということではよろしいのでしょうか。

○副市長（五十嵐裕幸君） まず、最初に前段で副議長さんおっしゃいました8月22、23日の大雨の対応が非常にまずかったというお話ですけれども、それはどういうところがまずいというふうにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。私どもとしては、職員の初動マニュアルに従いまして災害警戒本部を立ち上げたということでございます。情報の伝わり方等につきましては、いろいろ御意見もあろうかと思えますけれども、そのどこがまずかったのかなというところがちょっと気になるところでございます。

それから、今後につきましては、ここに答弁のとおりでございます。来年以降、災害対策本部設置訓練ですとか、避難所の開設訓練などを実施したいということです。今日の新聞にもございましたけども、県も総合防災訓練をこのコロナ禍で諦めざるを得ないということで、このところもうずっと開催していないわけでございますので、加茂市もなかなか単独で、あるいは県の総合防災訓練等に、これは大本がやめているわけですので、一緒に取り組むわけにはいきませんので、そこら辺の事情は十分お考えいただきたいと思えます。

○6番（白川克広君） 個々具体的には、私もちょっと今資料どこへやったか、あれだったのですが、

要は、個別に私確認させていただきましたので、それ以上のことはないのですが、私がもう常々思っているのが、マニュアルを見る限り、気象庁から加茂市を經由して市民に流れる体制になっているのです。それが、加茂市を素通りして、気象庁からストレートに市民にメールが入っているのです。自動的に。そう説明されましたよね。加茂市がそこに加わって、加茂市が責任を持って発信しているのではなくて、自動的に市民に流れていますという説明されました。それともう一つが、土砂災害警戒情報についても、初めての発令であり、対応に手間取りましたと。それはまさしく、それらを庁内で対応マニュアルを共有されていなかったがためのことなのです。その発言について云々は、この場所ですので、言いませんけども、全てにやはりそういった、せつかく地域防災計画というすばらしいものができて、それに基づく職員対応マニュアルまでしっかりともう系統立って作られているのです。それを実行ならしめるためには、やはりまず庁内セクションごとの打合せ会、それから庁内全体、課長会メンバーでの調整、それから各課ごとにしっかりとした内容を検証する、そのくらいは早急に必要ではないかと。まだ遅くありません。これからまた秋の秋雨前線等々に伴うものが発生しないとも限りません。また、豪雪被害もまた懸念されますので、ぜひその辺を、図上訓練で十分なのです。こういったものがある、こういったものが出たらこういうふうになるのだ、その辺の一連の流れをひとつ一職員まで徹底して、加茂市の庁舎全体で危機防災センターというようなもう位置づけできっちりやっていたきたい。なあなあで、こういったのは過去にもあるからいいだろうというのじゃなくて、しっかりと体系的に取り組んでもらいたいというのが本音でございます。

それと、先ほど県も訓練をやっていないというお話がございましたが、今日の新聞でも3年間にわたって中止やむなしと。それはあくまでもほかの団体やら市民を入れた大規模な訓練であって、私が言っている訓練は、図上訓練とか、そういった関係者への周知徹底の訓練というのに重きを置いて、まだまだそれを基にした、市民を巻き込んだ、市民と協働した訓練なんていうのはできる状態ではないことは十分承知しております。まず庁内に徹底していただきたい。1つ間違えますと大きな市民の生命、財産への影響が出てしまいますので、これは本当に徹底して、1回でも2回でもやっていただきたいと思います。

次が防災組織の関係ですが、15日現在3団体ということで、2団体から1つ増えたということでございますが、今後またこれらの3団体に対するいろんな共同作業やら、指導、供用関係についての具体的な取組や何かございますでしょうか。

○総務課長（明田川太門君） 今申し上げました3団体、中村区、黒水東区、上大谷区さんとは随時、必要に応じて打合せを行わせていただいています。ただ、なかなか、先ほども申し上げましたとおり皆さんが集まるということが難しいものですから、今は区長さん、副区長さん等、幹部の方と打合せをしているという状況でございます。

○6番（白川克広君） よろしくお願いをいたします。

それから、最後の善作茶屋下手の関係についてでございますが、ここは土砂災害ハザードマップを見ますと特別警戒区ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○市長（藤田明美君） 今、レッドゾーンかどうかというのを調べているところですので、その前にちょっと。

先ほどの白川議員の再質問の中で、8月23日の対応がなあなあであったとか、そういったところは、こちらはなあなあで対応しているつもりはもちろんありませんので、そういったところの、白川議員の印

象はそうだったのかもしれませんが、それがあたかも事実のように質問されるのは、私は本当に違うのではないかなというふうに思っております。災害対策で白川議員の御指摘されることは本当にもっともなことで、今後も改善していきたいというところは本当にたくさんあります。一方で、職員が萎縮しているところもあります。ここがおかしい、こう直せばいいのじゃないかというところの指摘はあってもいいと思うのですが、本当に職員が直すべきところは直したいと思いますが、こちらが本当に気を抜いたとか、そういったところはないのにもかかわらず、そういった言葉を使って質問するというのは、今後も職員の行動にも影響が出てくるので、これは私からのお願いなのですが、駄目なところは駄目、こういうふうに直したほうがいい、そういった指摘でお願いしたいなというふうに思っています。

○総務課長（明田川太門君） 先ほどの土砂災害の区域ですが、特別警戒区域もしくは何もない、本当に非常にその境目辺りの区域になろうかと思えます。

○6番（白川克広君） これ見ますと確かにそうなのですが、その直近に赤い表示ありますよね。だから、もう一体ではないかと思うのです。この地図を見て、色かかっていねえから特別じゃないとか、そういう話をされたのではちょっと困ります。この辺が赤なのだよということで、1つではないかという捉え方を、そのためにあいつた防護柵があるのであって、今回たまたまそれが切れているところで落ちてきたと。その2年ほど前は、あそこの採石場のさらに上流側、あそこも私も通報したのですが、あそこも大分たってから防護柵張られましたし、その2年だか3年後にようやく吹きつけの工事ができているような状況で、全てが2年、3年先の対応ということで、そういった危機意識を、危機管理を徹底していただきたいということでございます。

最後、海拔表示板ということでございますが、これは通達が海拔表示云々ということがありましたので、海拔表示板という表現にしました。それで、あえて私は「等」というものをつけさせてもらったわけでございます。もちろん東日本大震災の対応でこの通達が出て、津波対策の一環で有効だということでこれが全国に広まっているわけでございますが、これイコール加茂市は津波がないからではなくて、これらを参考にいろんな取組があるのですよということを私は提案しているのだから、全くもって、こう言えばこうとしか考えない、それをもって次の2番手、3番手のことを想定して対応するということがないのが非常に残念です。また、この件については柏崎市のホームページで、これ柏崎は海岸ですので、海拔表示板がメインなのですが、そのほか、北陸地方整備局のほうに、美咲町のほうにちょっと知人がおって、頼っていったところ、やはり津波の関係の海拔表示板だけでなく、それに類似する浸水深の表示板だっても同じなのですよと。表示板につきましては道路課、それから浸水深の表示板については河川課がしっかりと対応させていただきますという担当者のお話も伺いました。ということで、加茂市を歩いてみたら本当に、ここにも書いたとおり、住居表示板が、ある一定の区間には軒並みある、あるいは別な地区に行くと全くない。あるところによっても、真っ白くて字が書いてあるのが分からない。もうかなりの年数がたっているのではないかということで、前にも担当者からお話を聞いたことがございます。全くそのとおりでということでありました。したがって、もし可能であれば、それらを取り替える際に、同じような幅、長さで、並列で、ここは想定浸水何メートルという表示があれば非常に市民も安心感が生まれるのではないかと思うのですが、新潟市は海拔表示があります。三条市は浸水深の表示があり、また避難所の明示もあって、そこに書いてあるというような形で、加茂市は1枚たりともないということで、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○副市長（五十嵐裕幸君） 今ほどのまず海拔の表示のことなのですけれども、実は庁議の中でこの答弁を考えると、これは多分浸水深の表示板のことをおっしゃっているのかなということは話合いの中で出ていました。ただ、ここで海拔表示板の設置についてということをあえて表示されていることと、それから柏崎市を例に取ってお話しになっていることから、やはりそれにはちょっと触れておかなきゃいけないのかなということで、おっしゃるとおり似たような性格のもので、そういう意味で後段、浸水深表示板の設置は対象と、まるごとまちごとハザードマップの取組による浸水深表示板の設置は防災・安全交付金の対象となっているので、今後考えたいということをおっしゃっているわけですので、その設置費用等の効果は今後ちょっと検討してみなければいけないところなのですけれども、これにつきましては、優先順位もございまして、検討したいというふうなところで答えているわけですので。

あと、先ほどのレッドゾーンの話ですけれども、善作茶屋の下手100メートルのところにつきましては、これ私も職員が全てのレッドゾーンを踏査しております。数年前にですね。ですので、それが該当するかどうかというのは、ちょっと細かく後で精査してみたいと思っております。

○6番（白川克広君） じゃ、まるごとまちごとハザードマップの関係について、想定浸水深を含めて検討されるということで、次は今度、具体的な検討内容とか実施の方向に向けての質問をいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それから、レッドゾーンの関係で今副市長ちょっと触れられましたが、それは非常に必要でもありますし、先ほども申し上げましたように、イエローゾーンだ、レッドゾーンだ、それだけで対応すべきものではない。なかったらないで拡大していかなくちゃいけないし、ここに隣接する地域であって、見るからにもう既に分かるわけですよ。目視した段階で。崩れそうなところ。さらに言えば、あそこは一番加茂川が狭くなっているところ。両サイドの斜面が崩落した場合は、あそこはもう土砂ダムになっちゃうのです。簡単に。そうなるは大変なものですから、あえて私はこれを取り上げているのであって、県の仕事ではありますけれども、加茂市もそういった形で真剣に取り組んでいただきたい。レッドゾーンでかかっていなければ、レッドゾーンにかけていただきたい、それを最後に申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて白川克広君の一般質問は終了いたしました。

10時50分まで休憩といたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時50分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

〔4番 中沢真佐子君 登壇〕

○4番（中沢真佐子君） こんにちは。日本共産党、中沢真佐子です。今日は、2点について質問をさせていただきます。

まず、県央基幹病院と加茂病院のこれからについて。公設民営とされている県央基幹病院の運営主体が

決まり、県議会6月定例会でその全容が明らかになりました。その機能は、当初計画から大きく変容しています。県央基幹病院は、救える命を救いたいという住民の願いを受けて、平成30年、設計図を添えて住民説明会が開かれ、救急救命センター併設の病院として起工しました。しかし、その後、花角知事は、県財政健全化や医療環境の変化を理由に、ゼロベースでの見直し発言を行いました。当初450床の救命救急センター併設の病院という計画は、この3年間の間に400床の断らないER救急を担う病院へと機能変化しています。ER救急とは何か、救命救急センターと何が違うのかという問いに対しての6月県議会での答弁は次のようなものでした。県央基幹病院は、5,000件から6,000件の救急搬送の受け入れを目指している。圏域内の休日、夜間の救急受け入れを集約する。重症から軽症まで断らず受け入れることをER救急という。一方で、三次救急の一部、脳卒中の緊急手術、心臓血管外科の手術は隣接圏域の専門治療が可能な病院に搬送する。三次救急の一部を圏域外に搬送する前提を置くと救命救急センターの要件を満たさない。だから、断らない医療とか、ERとかという言葉を使う。以上。

県央基幹病院を中核病院として、加茂病院、吉田病院、済生会三条病院は地域密着型の役割を担うことになります。救急対応と手術は県央基幹病院に集約します。加茂、吉田病院は救急告示病院ではなくなります。以上が最初からの変化です。

県央基幹病院の運営主体が決まったことで加茂病院の今後の方向性も明らかになっていくと思われませんが、コロナ感染症という危機に見舞われて、県立としての加茂病院の役割はますます地域にとって重要になっていると考えます。

そこで市長に伺います。1、県央基幹病院の機能と規模は当初から大きく変化していますが、市長はこれをどのように捉えていますか。

2、県央基幹病院は、平成30年に住民説明会を行って以来、その後一度も説明会は開かれていません。住民はきちんとした情報を得る機会がありません。花角知事は、この6月議会で、住民説明会を開きたいと明言されています。病院機能の大きな変更があり、また開院を2年後に控えて、市長からも県に住民説明会の開催を求めるときだと考えますが、是非を伺います。

3、コロナ感染症パンデミックで新潟県も病床の逼迫を懸念する事態です。県は、555床のコロナ感染症用病床に200床を追加すると発表しました。地球温暖化により、今後、感染症に限らず災害が多発する可能性が指摘されています。加茂病院のような公的病院を整備しておくことが重要と考えます。今年の3月議会で市長は、加茂病院に関する橋本議員の質問に、「私は、運営が公営、民営どちらでも（地域の医療が）よくなればよいという立場です」と答弁されていますが、コロナ禍にあっても同様の考えか伺います。

市長は、今年1月1日の日報のインタビューに「県には機会あるごとに加茂病院をどうしてほしいかの意向は伝えていますが」と話していらっしゃるようですが、県央基幹病院の運営主体が決まった後にそのような機会はありましたか。あったなら、どのような意向を伝えられたか伺います。

今後加茂市の首長として、田上町長と意を一にしての尽力を求めますが、いかがでしょうか。

次の質問です。小中学校のトイレに生理用品を配置してはどうか。コロナ禍の中、経済的事情で生理用品が購入できない生理の貧困が世界各国で問題となり、日本でも生理用品の無料配布をの声が広がっています。生理への無理解やタブー視が見られる社会ですが、コロナ禍において生理の貧困という問題が顕在化しました。

ハッシュタグ、みんなの生理というグループが行ったアンケート結果では、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労したことがあると答えています。アンケート調査を行ったのは、20代の若者でつくるグループ、ハッシュタグ、みんなの生理です。全ての人の生理に関するニーズが満たされ、どんな人も自分らしく暮らせる社会をビジョンに掲げて活動している、学生を中心にしたグループです。生理に関する啓発活動が続ける中で生理用品を十分に買えないという声が届くようになり、実態調査を行ったといえます。

生理の貧困は、生理用品のみでなく、生理痛があるときの鎮痛剤が買えないとか、生理困難の治療薬が買えないということもあります。このことは、本年3月4日、NHK「クローズアップ現代+」も取り上げて、政治や行政からも大きな関心を集めました。その後、政府が発表した政策に盛り込まれ、女性用品の名で補正予算がつきました。しかし、この予算はコロナ禍の貧困対策であること、それも女性活躍、男女共同参画の観点からであり、学校は支援対象でないというものでした。その後、これは生理の貧困という問題だけでなく、健康福祉や尊厳の問題でもあるという声を受け、政府はこの4月、生徒、学生への支援や、手に取りやすい場所、保健室のほかにもなど、学校トイレ配備も対象とするとの通知を出しました。

新潟県においては、生活困窮している女性への支援事業の一環として、にいがたRibbon netが開始され、この中には生理用品の無償配布が含まれています。役所や女性センター等が配布の窓口になっているところが多いようです。

それでは、小中学校におけるトイレへの生理用品の配置についてですが、内閣府男女共同参画局が行った今年5月19日の調査によると、生理の貧困に係る取組を実施あるいは検討している全国の自治体は255団体でした。そのうち、小中学校のトイレに生理用品を配置しているのは10自治体でした。少ない数ではありますが、5月時点での取組ですので、素早い対応と考えます。

加茂市においては、生理用品が必要になった児童生徒は、保健室に行き養護教諭の先生から受け取っていると聞いております。短い休み時間の間に教室や保健室とトイレを行き来するのは大変です。児童生徒においては、自分からは言い出しにくいという側面もあると思われます。友達から借りることもあるようです。大人は困ったことを解決する方法を知っていますが、児童生徒においてはそれは大変難しいことではないかと考えれば、学校のトイレに生理用品を置くことで、児童は生理に関わる心配をしないで学校での生活を送ることができます。保健室ではなく、小中学校のトイレに生理用品の配置をしてはどうでしょうか。

以上で壇上での質問を終わり、あとは発言席からとさせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 中沢真佐子君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 中沢議員の御質問にお答えします。

最初に、医療従事者の皆様が日々懸命に新型コロナウイルス感染症と向き合って御尽力されていることに感謝と敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

それでは、初めに県央基幹病院と加茂病院のこれからについてです。県央基幹病院は、新潟県議会令和3年6月定例会において指定管理者が決定し、その機能と規模につきましては、県央基幹病院を軸として、加茂病院、吉田病院、済生会三条病院が地域密着型病院として基幹病院と連携して二次医療圏の急性

期から慢性期、回復期の患者さんを支える役割で合意がなされていたところです。

まず、県央基幹病院の機能と規模の変化についてどう捉えているかということについてです。県の説明によると、県央医療圏の現状については、1、救急搬送件数が増加している中、県央圏域内の搬送は減少し、圏域外搬送が大幅に増加し、救急患者の流出に拍車がかかっている、2、若手医師が少なく、勤務医が高齢化、勤務医数も減少している中で、医師の働き方改革への対応も必要であり、このままでは急性期医療を担う病院が共倒れとなり、医療需要に対応できない逼迫した状況になるということが分かっています。これらの状況の変化を踏まえて、当初の計画から公立・公的病院の急性期機能を集約し、県央基幹病院を整備することとしました。

病床規模については、令和元年12月28日に開催された県医療構想調整会議において、当時の公立・公的5病院の急性期患者数などの医療需要とそれらの将来推計により、450床から400床に見直しを行いました。

また、高次の救急医療などは圏域外に搬送するということになりますが、重症患者の診断と中等症、軽症は県央基幹病院に搬送されるとのことで、圏域外搬送率がこれまで約25%であったのが5%に改善される見込みです。したがって、県央地域で救急を受ける拠点として整備される重要な病院であることは事実でありますので、県央医療圏の医療体制がこの病院を中心に医療圏全体として発展することを願っているところです。

次に、県央基幹病院の開院を2年後に控えて、県には住民説明会の開催を求めるときではないかについてです。今年1月に県の松本福祉保健部長が加茂市議会の皆様に地域医療構想の講演を行いました。県はできるだけ情報発信をしていきたいという意向であり、私も県関係者に機会があれば説明会を開催していただくようお願いしているところです。保坂県議会議員も住民説明会開催に向けて前向きに御尽力されています。加茂市も田上町も、広報やホームページでも情報発信は精いっぱいお手伝いすることを県に伝えてきています。しかしながら、コロナ禍で説明会の開催がなかなか難しいところですので、広報等を使った情報発信を行うことで県と調整していました。早速、「県央基幹病院整備・運営推進会議について」として、県央基幹病院の運営母体が決定したのを受けて、9月10日の県と関係医療機関が行った会議の内容を加茂市のホームページに掲載したところです。今後も県の動きにつきましては随時掲載していきたいと思えます。

次に、3月議会で「加茂病院は運営が公営、民営どちらでも地域医療がよくなればよいという立場です」と答弁しており、コロナ禍にあっても同様な考えかという質問についてです。当時もコロナ禍であり、今でも地域医療がより充実されることを切に願っていることに変わりはありません。加茂病院がたとえ民営となっても、公立病院であることには変わりはありません。県では、県央基幹病院の開院を軸とした県央地域の各病院の役割分担の詳細についての検討が進められていることと思えます。県央基幹病院の開院を機に県央地域の医療が新しい枠組みでスタートすることとなりますので、県央医療圏全体で医療体制を整えることが地域医療の発展につながります。今後も県との情報交換、連携をしっかりと行ってまいります。

また、県央基幹病院の運営主体が決まった後に県に意向を伝える機会があったかということですが、コロナ禍でなかなか県の関係者にお会いしてお話しできる機会がありません。しかし、今後も情報交換できる機会を逃さないようにしていきたいと思えますし、田上町の佐野町長さんともしっかりと情報交換をし

て、地域医療の維持、充実を進めていきたいと考えています。

次に、生理の貧困についてです。本年6月、学校教育課では、加茂市立小中学校に対してアンケート形式で学校の現状調査を実施しました。そのうち、経済的な理由などで生理用品を買えない生理の貧困等に係る生理用品の備えについての集計結果をお伝えします。加茂市内の全小中学校では、保健室に生理用品を配置している学校は100%です。児童生徒から生理用品について相談を受けた場合は、教育的配慮により各校で配置している生理用品を渡しています。保健室に生理用品を配置することの狙いは、児童生徒が抱えている不安や悩みを養護教諭等に相談でき、自分の体としっかりと向き合って、適切に生理用品を使用できるようにすることです。

中沢議員がおっしゃるように、経済的な理由で自分から生理用品を求めることができない児童生徒がいるということも認識していますが、生理の貧困を経済的に困窮していることを理由としてしまうと本質を見失ってしまいます。児童生徒であるならば、なぜその家庭が経済的に困窮しているのか、個人的な課題なのか、社会的な課題なのかで対応が変わってきます。家庭の経済的な理由でなくても、親のネグレクト、周囲の生理への無理解が原因で買ってもらえないということも考えられます。また、購入できたとしても、生理用品を持ちトイレに向かうといった精神的負担も配慮すべきことです。いわゆる生理の貧困には実に様々な個人的、社会的な背景があり、簡単に解決できないものもあります。それゆえ、仮に行政が税金を使い小中学校のトイレに生理用品を設置するときは、生理用品は、1、トイレットペーパーのように常備されていて誰もが使ってよいもの、2、本当に困っている人に届けるべきもののどちらかに位置づける必要があると考えています。学校現場とよく協議したいと思います。

生理の貧困の大切な視点は、生理用品を必要としている児童生徒に対して、単に渡して終わるのではなく、児童生徒が抱えている困り事や悩みを把握し、必要かつ適切な支援につなげる機会とすることと考えます。今後も教育委員会は学校とともに生理の貧困の背景の把握に努め、児童生徒の気持ちに寄り添った相談支援を行っていきます。

また、今年度から防災備蓄として、乳幼児用の粉ミルクをはじめ、離乳食、紙おむつ、生理用品なども備蓄していく計画となっており、これらの防災備蓄の有効活用等、関係課と連携しながら、学校のトイレへの生理用品の設置を検討していきたいと思います。

答弁は以上です。

○4番（中沢真佐子君） ありがとうございます。

今、市長の答弁の中に松本福祉保健部長のレクチャーのお話が出てきましたけれども、私はこれはなかなか、すごく聞きやすい、分かりやすい説明ですけれども、ちょっと納得できないというふうに聞きました。県の方針と松本部長のレクチャーのときと、県の方針とはちょっと違ったことがありましたけれど、大体その方向としては3点に分かれていると思ひまして、人口減により高度、専門性が求められる医療は減るので、病院を集約したい。手術、24時間救急に対応できる病院を分散させておくのは効率が悪い。限られた医師数の中で今後行われる医師の働き方改革に対応するには、手術、救急が確実にできる中核病院を圏域に1つ置き、そこに医師を集中配置するしかない。それにより、問題になっている医師の時間外勤務が減らせる。中核病院以外では24時間救急受入れはやめるなどの見直しをするというものだと思ひました。これは、財政的に考えると全くさっぱりした、すっきりした方針だと思いますけれども、地域に住んでいる人たちから見ると、加茂病院がどうなるか、加茂病院にかかりたいときにかかれるのか、

ちょっとけがをしたときに加茂病院で診てもらえるのかという、本当に日常生活の続きの問題になると思います。だから、そういうことが全くこれについては検討されておらずに、これからやはり説明会などで住民の意見を大いに言って反映させていただきたい。そういう意見を言っていきたいというふうに考えます。

医療は私たちが安心して生活するための基本的な社会資源ですので、人口減少、高齢化が進む中で医療に財政至上主義を過度に持ち込むことになれば、私たちは限りなく医療を縮小するしかありません。入院できずに自宅療養という事態は東京だけではありません。新潟県でも8月末には860人の自宅療養者が出て、自力での食料調達ができない人たちが出たと日報の記事にも報道されております。予測不能の災害が起きても対処できる医療体制を今から整えていく必要があると考えます。県から私たちが受けたレクチャーはとてもすっきりして、全くそうかと思う方もいるかと思いますが、私は本当に、財政至上主義で効率よくやっていく、人口が減って高齢化が進むから仕方がない、そういう考え方を私たちはどこまで許容するのか、どこまで受け入れるのかということこれからまた話していく必要があるのじゃないかと考えております。加茂病院についてはこれで終わります。

○議長（滝沢茂秋君） 中沢議員、特に答弁等はいいですか。今の件についてはよろしいですね。

○4番（中沢真佐子君） じゃ、答弁ちょっとお願いします。

○議長（滝沢茂秋君） 御質問の内容としてどういったことをお聞きになりたいか、ちょっと要約していただけると。

○4番（中沢真佐子君） 一番は、やはり財政至上主義だと思います。病院には本当に余裕がなくなっております。病院の診療報酬は減らされてきますし、ベッドは9割ぐらい埋まらないと病院は経営していけない、そういう状態です。そして、国の政策としてはベッドを減らす、そして医師は足りないけれども、過労死ぎりぎりまでまずは働いてもらって、にもかかわらず2023年からは医師の数は減らしていくと。いずれは患者が少なくなるので、医師の数は減らしていくと、そういう方針がありますので、それが私たちにとっていいことかどうかというふうなことを考えております。市長さんには、その財政至上主義についてどのようにお考えか、ちょっとお話が聞ければと思います。

○市長（藤田明美君） 先日の松本部長のお話もありますし、これまでの県の説明にも財政的な理由で加茂病院を民営化するとか県央基幹病院の当初の予定から変えたという説明はありませんので、県のほうに例えばこちらから要望するとしても、財政的な理由で変更しないでくださいということを要望することも当然できないわけです。県の説明は、当然働き方改革、医師が減っている、または医療需要が変わっているということを理由に説明していて、本当に救急を担う医師が各病院に分散しているよりは1つの病院に集中していたほうが当然高度な医療も提供できるしという考えだというふうにも思っていて、答弁に述べましたけれども、どこも共倒れになってしまったら、かえって地域の方にとっては困ったことにはなるのではないかと考えています。要は、加茂病院がこれまでと違った形になることに不安を覚えるというのは、すごく納得いくというか、理解できるのですけれども、要は加茂病院が、本当に古い加茂病院ができた頃から比べてずっと時代が変わっていて、人も減っていて、また本当に人口構成も変わって、地域も変わっている中でずっと変わらないというのは当然あり得ないのではないかなと思います。その中で、加茂病院だけではなくて、特に県央医療圏全体を見て、その中でベストの状態を県が今考えていることだというふうに私自身は認識しています。

○4番（中沢真佐子君） ありがとうございます。医師が足りないというのは現実ですけれども、そしてらもっとやはり医師を増やすような方法を県は頑張っていて、それでそのようなことを他県の知事さんたちと一緒にやっていらっしゃるということも聞いておりますけれども、やはり医師不足ということを経県は何とかしていくというもっと強い政策が必要なのじゃないかというふうに思います。

じゃ、これは終わりました、次の質問よろしいですか。市長の答弁で最後に学校のトイレへの生理用品の配置を検討していきたいと思っておりますというふうになっておりますけれども、これは具体的にはどういうことでしょうか。

○市長（藤田明美君） 答弁の中でも答えたのですが、生理の貧困について、まず私が思うところで、経済的に本当に困っていて生理用品が買えない人がいるということも確かにそうで、その人たちがどうやったらその困っていることを解消できるかって考えることは非常に大事なことだと思っています。ただ、経済的に買えないので学校に生理用品を置きますと、何の議論もないまま置くということについては、私は反対なのです。要は、本当に生理の貧困の背景に何があって、そのために学校のトイレに置かなければいけないのか、保健室のままだと駄目なのかということもきちっとやっぱり議論した上で、それでやはり学校のトイレに置いたほうがいいよねという、もちろん現場の学校の先生の声も聞いてです。聞いて、それでトイレに置いたほうがいいのかという結論になれば私は置いてもいいと思っています、ただその何の話合い、議論もないまま置くということは、本当にこころの問題、本質を見失ってしまうというか、本当に必要な子がいるのであれば、その子自体が見えなくなってしまう可能性もあって、もっとその子は困ってしまうのじゃないかということも考えられるケースもあると思うのです。そういったところも解消できるのであれば、私はトイレに置くのはいいと思っています。ただ、そこが今現実的に、じゃどういうケースがあってというところは学校の先生とまだ協議を詰めていないところもあるので、はっきり設置しますというふうにも言っておりません。ただ、こういった中沢議員の質問をきっかけにこういった議論ができるというのはすごくいいことだというふうに思っています。

○4番（中沢真佐子君） 私も今回、貧困のことでこの生理のことが顕在化したと考えていて、貧困だけが問題じゃないということは十分分かってはいますし、質問の中でも述べたつもりですけれども、やはりこういうことをやることによって、現場の先生たちのももちろん意見も聞いたり、それからこれを始めることによって生徒たちともいろんなコミュニケーションを取ると、そういうことが生まれてくればいろんな問題がまた浮き上がってくるのじゃないかというふうに考えております。例えば、ある青森の小学校では、養護教諭の先生が生理用品をトイレに準備しましたと。そして、その中に困ったことがあったら保健室に来てねというようなお手紙を入れて、そしてそのことによって自分たちも、なかなか子供たちと話す機会がないけれども、そういうことをきっかけにしてまた子供たちの悩みとかも聞いていけるのじゃないかということで、そういう方法を取っているというふうな学校もあると聞いております。ですから、トイレに配置することということの利点といいますか、1つはやはり現実的な問題だと思うのです。急に女性は生理が始まったりしますと、学校だったら教室だとか保健室だとか、もし自分がその生理用品をうっかり準備できていなかったりすると、やはりあちこち走り回って、それでちゃんと対処しなきゃいけない。そして、もう一つは、やはり女性にとって、いつも生理用品を持って歩いて、生活するときにも常にそれが気になる。それはもちろん自分の生活の一部としてちゃんと自分で管理することではあるけれど、そうできないときもある。そういう2つの側面があると思うのです。そして、そういうことを最初は養護教諭の

先生が例えばやってくださって、そのうちに生徒がやるというような方法を取っているところもあると聞いておりますので、まずちょっと可能な方法から始めていただく。予算のことで問題ありますでしょうか。

○教育長（山川雅己君） 中沢議員のいろんな思いの中に女性の問題だとか、あるいは子供の貧困の問題、それから子供の悩み、全て包含されておまして、今のお話聞いて、つくづく、ああ、そうだなという、そういう思いでいっぱいでございます。私たちのほうの学校のほうも、指導もする部分で子供をどうやって理解していくかというふうな大きな問題がございます。子供を理解していくということは、子供にとってみれば非常に迷惑なことございまして、そんなの分かってもらわなくてもいいよというふうなものもあるのですが、やはり子供にとって一番、学校生活、そして当然うちの生活も含めてですけれども、気持ちよく生活を送ってもらいたい、そういう思いは学校でも同じでございます。当然そういう意味で、生理の部分でお話し申し上げますと、それは象徴的な部分かなんていうふうに思っています。貧困の部分もありますし、悩みの部分もありますので、そういったのを丸ごとひっくるめて相談に乗っていききたいなとも思っていますし、また予算上の問題の話が今出てまいりましたけれども、予算上に関しては、それは十分教育委員会のほうでも検討してまいりたいと考えておりますので、それは大丈夫かと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

○4番（中沢真佐子君） ありがとうございます。

最近の新聞に、中部国際空港の出発ロビーにやはり生理用品を常備したというような記事がありました。そこは、スマホをかざすと出てくると。アプリをダウンロードしておいて、トイレでスマホをかざすと生理用品が手に入るという、そういう方法を始めましたという記事を読みまして、この生理用品に関することは案外早くいろんなところで広まっていくのじゃないかと思っております。生理というのは、女性の尊厳だとかそういうこともありますので、生理用品の配布ということで、いろんな話が学校でもできていくのじゃないかと思っておりますので、ぜひ実現していただきたいとお願いして終わります。よろしいでしょうか。

○市長（藤田明美君） 本当に中部国際空港のお話もありましたけれども、先日もこの議会で、新潟市もたしか学校で配置するという記事があったり、いろんな自治体でもう既に取り組んでいるところもたくさんあると思います。そういった記事を読んで、実際ちょっとその場にはないので、いつも思っているのが、本当にどういう議論をされてそういう決定をされたのかなというのが記事だけだと分からないので、本当に経済的に困っているから置きますという理由、さっきも言いましたけど、それであれば、例えば男性が貧困になったときに、じゃもっとそういった物質の支援をするのかという議論になってしまいますよね。そうではなくて、やっぱり生理の貧困って、もっと別なことなのだろうなというふうには思うのです。先ほども中沢議員もおっしゃったように、尊厳であったり、やはりなかなかこれまでタブー視されてきたところもあって人に言えない、相談しづらいということもありますし、やはり持って歩くこと、答弁も言いました。持って歩くこと自体も恥ずかしいと思う子もいるとは思っています。そういった様々なこと、または経済的なことでいえば、コロナ禍で顕在化してきたのはやはり、コロナで仕事がなくなって、特に女性の場合は非正規雇用が多くて、収入が少なくなってしまったのはやっぱり女性が多くて、そういうところでやはりこれ買うのが苦しいという人が増えたというのもあると思うのです。そういった本当に全てのことを考えて何が問題なのかというところを考えていかないと、ただ置きますというだけだと何の進展もない

というか、になるのかなというふうには思っているのです。といったところで、具体的には、まずはもうちょっと学校現場というか、校長会ですかね、の中でもう一回ちゃんと話をして、養護教諭の先生もそれぞれお考えがあるようなので、そういった中でどういった方法がいいかというのをまず検討していくべきだと思います。先ほど中沢議員が例示されたように、ほかの市の取組もありますので、そういったところも一緒に考えながら、どうがいいかなというのは考えていくべきで、それでトイレに置いたほうがいいってなれば、私はいいと思っています。

○4番（中沢真佐子君） 校長先生たちの会でお話をされたりすると思うのですが、検討する際にはぜひ女性を入れていただきたいと。男性もやはり女性の生理のことはよく分からずに困るということもありだと思うので、検討していく際には女性の方を入れて意見を聞いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） これにて中沢真佐子君の一般質問は終了しました。

これで一般質問を全部終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時39分 散会